

関ヶ谷地区災害対策本部設置要綱

目的

第 1 条 この要綱は、関ヶ谷地区において大きな災害(地震、火災、竜巻、崖崩れ等)が発生した際に、迅速かつ的確な災害対応を図ることを目的として必要な事項を定めるものである。

災害対策本部の設置

第 2 条 以下いずれかの状況が発生した場合、自治会長、防災担当役員、防災部長、防災ボランティア・グループ(以下、防災 VG)代表が審議し、自治会長が災害対策本部設置の決定をする。決定した結果は速やかに第4条記載の要員へ連絡する。

なお、横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部は自動的に設置する。

- 1) 関ヶ谷地区内に大きな災害(火災、竜巻、崖崩れ等)が発生した場合、または発生する恐れがある場合。
- 2) 金沢区に災害対策本部が設置された場合。
- 3) 西金沢学園に地域防災拠点対策本部が設置された場合。

災害対策本部の設置

第 3 条 災害対策本部は、自治会館に設置する。

不測の事態で自治会館に災害対策本部が設置できない場合は、西金沢学園に災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織・構成

第 4 条 災害対策本部は自治会役員、防災 VG、防災部員、民生委員および地域住民有志にて構成する。

第 5 条 災害対策本部長(以下「本部長」という)は、会長をもってこれを充て、災害対策副本部長(以下「副本部長」という)は防災担当役員および防災VG代表をもってこれを充てる。

第 6 条 第 4 条の各要員は、自身や家族の安全を確保した上で、各自の判断により、速やかに自主的に自治会館へ参集する。

災害対策本部の役割

第 7 条 災害対策本部の役割は関ヶ谷地域内の被害状況を調査し、適切な処置対策を講ずることにあり具体的には以下の通りである。

- 1) 全戸安否確認の実施指示・情報集約及び各班内被害状況等の情報集約に関すること。
- 2) 地域住民への情報提供に関すること。
- 3) 初期消火、救出救護等の災害対応に関すること。
- 4) 災害対策本部の設備を設置すること。電気関係、通信関係、水、食料、トイレなど。
- 5) 支援物資の提供及び手配。
- 6) 要援護者および被災者への対応。
- 7) 地域防災拠点の運営委員長との調整。
- 8) 行政への報告および折衝。
- 9) その他、本部長が必要と認めること。

本部長と副本部長の役割

第 8 条 本部長と副本部長の役割等は以下のとおりとする。

- 1) 本部長は災害対策本部等の業務を総括し、災害対応の指揮命令を行う。
- 2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在の時は、その職務を代行する。

本部要員の役割

第 9 条 各要員の役割は以下のとおりとする。

- 1) 本部長又は副本部長を補佐し、本部長又は副本部長が不在の時は、その職務を代行する。
- 2) 本部長又は副本部長の指示に基づき、地区内災害被害状況の把握に努め、状況を本部へ報告する。なお、要援護者、被災者への支援には、近隣からの支援を積極的に要請し協力を願うものとする。
- 3) 「緊急連絡網」を通じ各自治会役員、地区長、ならびに班長に速やかに連絡する。また、必要に応じ、緊急対応に関わる指示をすることができる。

民生委員の役割

第 10 条 民生委員は独居者および民生委員が独自に持つ情報に基づき班住民等による独居者および要援護者支援に協力する。

防災VGの役割

第 11 条 防災VGは下記の支援活動を行う。具体的な活動は防災 VG 規約に依る。

- 1) 対策本部の立ち上げ、情報収集・発信および物資配給、被災者の救護・救援、軽微な手当て、往來に危険箇所への対応を行う。
- 2) 平常時に培った災害時に必要とされる技術を活用し、災害対応活動の中心となって出来る範囲で行動する。

<地区長の役割>

第 12 条 地区長の役割は以下のとおりとする。

- 1) 担当の班全戸の安否確認及び被害状況の把握をする。
- 2) 1)項の結果を集約し、災害対策本部に所定の様式で報告する。
- 3) 地区長が不在の場合は、地区内の班長 1 名が代行する。

<班長の役割>

第 13 条 班長の役割は以下のとおりとする。

- 1) 班長は予め配布されている班名簿に基づき要援護者を含む担当班内各戸の安否確認および被害状況確認を班員と共に行い、その結果を所定の様式に記入して地区長に報告する。
なお、班内に要援護者がいる場合は、その方に配慮して安否確認を行う。
- 2) 班内に救援・救護を必要とする住民がいる場合は、班員と協力して必要な対策を行うと同時に、災害対策本部へ連絡し必要な支援を要請する。
- 3) 要援護者が望む支援は、班住民の出来る範囲で協力して行う。
- 4) 班長が不在の場合は、前任の班長が代行する。

一般住民の役割

第 14 条 班内の安否確認および被害情報の収集に関し班長と共に行う。また、班内の要援護者や被災者に対し、災害対策本部の要員と共に、出来る範囲の支援を行う。

地域防災拠点の災害対策本部立上げ

第 15 条 地域防災拠点に対策本部が設置された場合の関ヶ谷自治会の対応は以下の通りとする。

- 1) 地域防災拠点防災手引書に従い要員の派遣を行う。
- 2) 関ヶ谷自治会が地域防災拠点の幹事自治会の場合は、優先して立ち上げる。

活動の終了

第 16 条 災害対策本部は、以下のような場合、対策本部の活動を縮小または終了する。

- 1) 自治会住民から支援要望や相談などが無い状態が一定期間続いたとき。
- 2) 本部長が終了して良いと判断したとき。

以上